

議案第73号

葛飾区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の改正に伴い、葛飾区営住宅の使用者資格に係る収入基準等について定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区営住宅条例の一部を改正する条例

葛飾区営住宅条例（平成9年葛飾区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(整備基準)

第3条の2 区営住宅及び共同施設（以下この条において「区営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

2 区営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

3 区営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、区営住宅等の整備に関する基準は、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定めるところによる。

第5条第2項中「葛飾区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第6条第1項第4号中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同号ア中「が身体障害者である場合その他」を削り、「令第6条第4項」を「第6項」に、「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「21万4千円」に改め、同号イ中「令第6条第5項第2号に規定

する金額」を「21万4千円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円）」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8千円」に改め、同条第2項第2号中「のアからウまで」を削り、「区分」を「障害の種類」に、「当該アからウまで」を「、それぞれ次」に改め、「定める」の次に「障害の」を加え、同条第6項中「及び第2項」を「、第2項及び前項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第4号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度である場合

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 第2項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者である場合

(3) 使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合

(4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第7条第4項中「なお」を削る。

第16条の2中「第3条」を「第5条」に改める。

第28条第4項中「令第6条第4項」を「第6条第6項」に改める。

第29条中「第6条第1項第4号ア又はイに掲げる場合にあつてはそれぞれ同号ア又はイ」を「第6条第1項第4号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア、イ又はウ」に改め、「、同号ウに掲げる場合にあつては令第8条第1項に定める法第23条第2号ハに掲げる場合の金額を」を削る。

別表に次のように加える。

〃 金町四丁目第三アパート	〃 金町四丁目13番1号	70
---------------	--------------	----

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間、改正後の第6条第6項第3号の規定の適用については、同号中「使用者が60歳以上」とあるのは「使用者が平成25年4月1日前において57歳以上」と、「又は60歳以上」とあるのは「又は同日前において57歳以上」とする。
- 3 付則第1項ただし書に規定する日前に、葛飾区営金町四丁目第三アパートに関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の葛飾区営住宅条例の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。